

査読制度運営規程

中小企業会計学会 理事会

(趣 旨)

第 1 条 学会誌編集委員会規程第6条による査読制度の運営は、本規程によって行うものとする。

(査読者の資格)

第 2 条 査読者は、原則として、本学会の正会員でなければならない。

(査読者の決定と査読依頼)

第 3 条 編集委員会は、内容を考慮して、査読者2名を選定する。

2 編集委員会は、本学会の正会員に査読の適任者がいないと判断したときは、外部の専門家に依頼することができる。

3 編集委員会は、回答期限を設けて査読者に査読を依頼する。

(査読結果の報告と掲載対象の決定)

第 4 条 査読者は、別に定める「査読要領」にしたがって、指定された期日までに査読結果及びその判断理由を文書にて編集委員会に報告する。

2 編集委員会は、査読結果を参考にして、掲載の可否を決定する。

附 則

1 本規程の改廃は、編集委員会において、委員の過半数の賛成によって行い、理事会の承認を得なければならない。

2 本規程は、平成27年5月1日から施行する。

3 平成27年8月27日改正。

4 令和元年8月18日改正。